## 東京都南多摩東部建設事務所が管理する河川の

# 河川協力団体制度とは

- ◇ 河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO 等の民間団体を支援するものです。
- △ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められるNPO等が対象。 となり、河川管理者に対して申請を行います。 申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。
- 🔷 河川協力団体は、以下のような活動を行います(写真は活動のイメージです。)。

## ① 河川管理者に協力して行う河川工事又は 河川の維持



### ② 河川の管理に関する情報又は資料の 収集及び提供



#### ③ 河川の管理に関する調査研究



⑤ 上記の活動に附帯する活動

④ 河川の管理に関する知識の普及及び啓発



# 河川協力団体に指定されると

- △ 活動に必要となる河川法上の許可等について、 河川管理者との協議をもって足りることとな ります。
- ♦ 河川管理者が特に必要と認めるときは、河川 管理施設の維持等の委託を受けることが可能 になります。

工事等の実施の承認	河川法第20条
土地の占用の許可	河川法第24条
土石以外の河川産出物の採取の許可	河川法第25条後段
工作物の新築等の許可	河川法第26条第1項
土地の掘削等の許可	河川法第27条第1項
権利の譲渡の承認 ※第24条および第25条後段の 許可に係る部分に限る	河川法第34条第1項

# 河川協力団体の申請をするには

- ◇ 東京都南多摩東部建設事務所の「河川協力団体募集要領」をご覧いただき、申請窓口までご 連絡ください。
- 🔷 詳しくは、申請窓口までお問い合わせください。

#### 【申請窓口】

東京都南多摩東部建設事務所 管理課 河川管理担当 〒194-0021 東京都町田市中町1-31-12

電話:042(720)8628 FAX:042(720)2347